

- (一) 障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- (二) 健康保険法第六十三條第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九條第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- (三) (一)から(二)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間
- (四) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九條第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七條第二項に規定する障害者雇用支援センター、同法第三十四條に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- (五) 盲学校、聾学校、養護学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間
- (六) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- (七) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者であつて、(一)から(三)までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、(一)から(三)までに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。
- (一) 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事が障害者等（法第二條第一項第一号に規定する障害者等をいう。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (二) 適用日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（別表第二に定めるもの以上の研修に限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものを含む。）
- (三) 適用日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ適用日前又は適用日後に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

区分	科	目	時間数
講義	障害者福祉の動向に関する講義 都道府県地域生活支援事業に関する講義 地域自立支援協議会に関する講義	一	一
		二	二
		三	三
演習	障害者ケアマネジメントに関する演習	一	二
		二	二
合		計	一八

実務経験者であつて、適用日において現に前号イ(一)又は(二)に掲げる者であるものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、前号ロの要件を満たしているものとみなす。

別表第一

○厚生労働省告示第五百五十号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

区分	科	目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義 ケアマネジメントの手法に関する講義	一	六・五
		六	八
演習	障害者の地域支援に関する演習 ケアマネジメントプロセスに関する演習	一	一
		二	一
合		計	三一・五

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。第4の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定療養介護（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。第四十九條に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十條第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）の過去の三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第六十七條に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数の百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合	百分の七十
(1) 利用定員が五十人以下の指定療養介護事業所（以下「小規模事業所」という。）の利用者の数が、利用定員の数の百分の百十を乘じて得た数を超える場合	百分の七十
(2) 利用定員が五十人以上の指定療養介護事業所（以下「大規模事業所」という。）の利用者の数が、利用定員の数の百分の百五を乘じて得た数に五を加えた数に五を乘じて得た数に五を加えた数を超える場合	百分の七十

<p>ロ 指定療養介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>二 介護給付費等単位数表第 5 の 1 の生活介護サービス費の注 15 の (1) の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。又はそのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。が行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。))の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はそのぞみの園(以下「指定生活介護事業所等」という。))の指定生活介護等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定生活介護事業所等(指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者自立支援法に基づき運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。))第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。))の教に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が三十一人以上の指定生活介護事業所等(利用定員の教に百分の百十を乗じて得た数を超える場合)</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定生活介護事業所等(利用定員の教に三を加えて得た数を超える場合)</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定生活介護事業所等(利用定員の教に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合)</p>
---	---	---

<p>③ 利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等(利用定員の教に当該利用定員の教から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p> <p>(2) 平成二十年四月一日以降</p> <p>指定生活介護事業所等の指定生活介護等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の教に百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定生活介護事業所等(利用定員の教に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合)</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等(利用定員の教に当該利用定員の教から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p> <p>ロ 指定生活介護事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>三 介護給付費等単位数表第 6 の 1 の児童デイサービス費の注 3 の (1) の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第九十六条に規定する指定児童デイサービスをいう。))又は基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第九十六条第一項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)) (以下「指定児童デイサービス等」という。))の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。))又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第九十八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。)) (以下「指定児童デイサービス等」という。))の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定児童デイサービス事業所等(利用定員の教に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合)</p> <p>② 利用定員が五十人以上の指定児童デイサービス事業所等(利用定員の教に当該利用定員の教から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p> <p>ロ 指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
--	---	---

<p>指定児童デイサービス事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>① 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合、                  ① 利用定員が三十人以下の指定児童デイサービス事業所等 指定障害福祉サービス基準第百四条(指定障害福祉サービス基準第百一条において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合                  ② 利用定員が三十一人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合                  (二) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合                  ① 利用定員が十五人未満の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合                  ② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合                  ③ 利用定員が五十人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を加えた数を加えて得た数を超える場合                  (2) 平成二十年四月一日以降                  指定児童デイサービス事業所の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合                  (一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合                  (二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合                  ① 利用定員が五十人以下の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合                  ② 利用定員が五十一人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>
<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>

<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>① 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)にあつては、当該指定短期入所事業所の指定短期入所利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五条に規定する施設(以下「本施設」という。)の利用者の数の合計数とする。が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>

四 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注5の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

五 介護給付費等単位数表第 9 の 1 の共同生活介護サービス費の注 4 の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合  
 指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活介護事業所に置くべき世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

六 介護給付費等単位数表第 10 の 1 の施設入所支援サービス費の注 13 の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合  
 イ 指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス又はそのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害者支援施設又はそのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という)の過去三月間の指定施設入所支援等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第四十条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という)の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合 (1) 利用定員が五十人以下の指定障害者支援施設等一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2) 利用定員が五十人以上の指定障害者支援施設等一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超えて得た数を超える場合	百分の七十

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害者支援施設等の規定により、指定障害者支援施設等に置くべき生活支援員の員数を満たしていないこと。	百分の九十五

七 介護給付費等単位数表第 11 の 1 の機能訓練サービス費の注 4 の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合  
 イ 指定自立訓練(機能訓練)指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ)に係る指定障害福祉サービス又はそのぞみの園が行う自立訓練(機能訓練)等(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  
 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間

指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう)指定障害者支援施設又はそのぞみの園(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という)の指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合は、	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、	百分の七十
① 利用定員が三十人以下の指定自立訓練(機能訓練)事業所等指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害者支援施設基準第四十九条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という)の数の三を掛けて得た数を超える場合	

(二) ② 利用定員が三十一人以上の指定自立訓練(機能訓練)事業所等利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合は、	百分の七十
① 利用定員が十五人未満の指定自立訓練(機能訓練)事業所等利用定員の数を三を掛けて得た数を超える場合は、	

② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定自立訓練(機能訓練)事業所等利用定員の数の百二十を乗じて得た数を超える場合は、	百分の七十
③ 利用定員が五十人以上の指定自立訓練(機能訓練)事業所等利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合は、	

(2) 平成二十年四月一日以降  
 指定自立訓練(機能訓練)事業所等の指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合は、  
 (一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合は、  
 (二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合は、  
 ① 利用定員が五十人以下の指定自立訓練(機能訓練)事業所等利用定員の数の百分の百二十を乗じて得た数を超える場合は、

② 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(機能訓練)事業所等(利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)

ロ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき看護職員(理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと)	百分の七十

ハ 介護給付費等単位数表第 12 の 1 の生活訓練サービス費の注 5 の (1) の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ)に係る指定障害福祉サービス又はそのみの園が行う自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)」等)という)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。指定障害者支援施設又はそのみの園(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という)の指定自立訓練(生活訓練)等)の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合 ① 利用定員が三十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十九条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という)の数に三を加えて得た数を超える場合 ② 利用定員が三十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合)	百分の七十

(一) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合  
① 利用定員が十五人未満の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数を三を加えて得た数を超える場合)  
② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合)  
③ 利用定員が五十人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)

ロ 夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等の夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練(生活訓練)等の過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合 (1) 利用定員が五十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合) (2) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)	百分の七十

ハ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)	百分の七十

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)	百分の七十

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

九 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定就労移行支援(指定障害福祉サービス基準第百七十四条に規定する指定就労移行支援をいう。以下「指定就労移行支援」という。指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下「指定就労移行支援事業所」という。の指定就労移行支援等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合 ① 利用定員が三十人以上の指定就労移行支援事業所等 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第四十九条又は指定障害者支援施設基準第四十九条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数を加えて得た数を超える場合 ② 利用定員が三十一人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数の百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (二) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合 ① 利用定員が十五人未満の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数を加えて得た数を超える場合 ② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 ③ 利用定員が五十人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数を当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合	百分の七十

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(2) 平成二十年四月一日以降 指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数の百分の百十五を乗じて得た数を超える場合 (二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合 ① 利用定員が五十人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 ② 利用定員が五十人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数を当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合	百分の七十

十 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定就労継続支援A型(指定障害福祉サービス基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型をいう。以下「指定就労継続支援A型」という。の指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「指定就労継続支援A型事業所」という。の指定就労継続支援A型事業所等)の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合 ① 利用定員が三十人以上の指定就労継続支援A型事業所等 指定障害福祉サービス基準第九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数を加えて得た数を超える場合 (二) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合 ① 利用定員が十五人未満の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数を加えて得た数を超える場合 ② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数の百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 ③ 利用定員が五十人以上の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数を当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合	百分の七十

<p>② 利用定員が三十一人以上の指定就労継続支援 A 型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(一) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定就労継続支援 A 型事業所等 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定就労継続支援 A 型事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>③ 利用定員が五十人以上の指定就労継続支援 A 型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数に百分の百十を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 平成二十年四月一日以降</p> <p>① 指定就労継続支援 A 型事業所等の指定就労継続支援 A 型等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定就労継続支援 A 型事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十人以上の指定就労継続支援 A 型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数に百分の百十を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>十一 介護給付費等単位数表第 15 の 1 の就労継続支援 B 型サービス費の注 5 の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定就労継続支援 B 型(指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援 B 型をいう)又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援 B 型(規則第六条の十第二号に掲げる就労継続支援 B 型をいう)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 B 型等」という)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>

<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援 B 型等」という)の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定就労継続支援 B 型事業所等 指定就労継続支援 B 型サービス基準第二十二条において準用する指定障害者支援施設基準第百九十九条に規定する運用規程に定められて利用定員(以下この項において「利用定員」という)の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が三十一人以上の指定就労継続支援 B 型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定就労継続支援 B 型事業所等 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定就労継続支援 B 型事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>③ 利用定員が五十人以上の指定就労継続支援 B 型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数に百分の百十を加えて得た数を超える場合</p> <p>(2) 平成二十年四月一日以降</p> <p>指定就労継続支援 B 型事業所等の指定就労継続支援 B 型等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定就労継続支援 B 型事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十人以上の指定就労継続支援 B 型事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数に百分の百十を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所(指定障害福祉サービス基準第二十三条第二項に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業所をいう)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十	

十一 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合  
 指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における共同生活援助サービス費については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十	

○厚生労働省告示第五百五十一号  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、四のロ及び五以外については平成十八年十月一日から、四のロ及び五については平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 指定療養介護の施設基準  
 イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1のイの療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第五百二十三号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数(生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十一年九月三十日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数を一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第4の1の注2に規定する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第4の1のロの療養介護サービス費(II)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準  
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第4の1のハの療養介護サービス費(III)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準  
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第4の1のニの療養介護サービス費(IV)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準  
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第4の1のホの療養介護サービス費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準  
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、指定障害福祉サービス基準附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準  
 イ 介護給付費等単位数表第5の1のイの生活介護サービス費(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第5の1の注3に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号又は指定障害者支援施設基準第四十一条第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のロの生活介護サービス費(II)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のハの生活介護サービス費(III)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第5の1のニの生活介護サービス費(IV)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの生活介護サービス費(V)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三・五で除して得た数以上であること。

ヘ 介護給付費等単位数表第5の1のヘの生活介護サービス費(VI)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ト 介護給付費等単位数表第5の1のトの生活介護サービス費(VII)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準  
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四・五で除して得た数以上であること。

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四・五で除して得た数以上であること。

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四・五で除して得た数以上であること。